

監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査について、富山市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、次のとおりその結果を報告する。

記

1 監査の種類

財務監査（監査基準第2条第1項第1号）

行政監査（監査基準第2条第1項第2号）

2 監査の実施場所及び日程

実施場所：監査室

日 時：令和4年12月27日（火）

3 監査実施期間及び現地調査箇所

（1）監査実施期間

令和4年11月16日から令和4年12月27日まで

（2）現地調査箇所

埋蔵文化財センター、市民学習センター、図書館、科学博物館、郷土博物館、消防局

4 監査の概要

（1）対象部局及び所属

教育委員会事務局

- ・学校保健課（南学校給食センター、北学校給食センターを含む）
- ・埋蔵文化財センター
- ・市民学習センター
- ・図書館
- ・科学博物館
- ・郷土博物館

消防局

（2）対象期間

令和3年度

（3）対象事務

上記期間における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び行政事務の執行を対象とした。

なお、必要があると認める場合は、現年度や過年度も対象とした。

(4) 監査の着眼点

共通監査項目として以下の次の事項に重点を置いて、監査を実施した。

- ア 現金の収納事務について
- イ 歳入の執行事務について
- ウ 委託・工事契約関係事務について
- エ 負担金・補助金・交付金の支出について
- オ 財産の管理事務について
- カ 各課の所管する重要かつ特徴的な事務について
- キ 前回監査等での指摘・意見に対する措置状況等について

5 監査の主な実施内容

監査対象となる部局の事務事業の中から、財務的及び行政的観点に基づき、提出された監査資料を審査し、関係職員の説明を求め、監査を実施した。

また、必要に応じて現地調査を行った。

6 監査の結果

監査の結果、概ね適正に執行されていたものと認めるが、次のとおり改善を要するものを指摘事項とした。

(1) 教育委員会事務局 学校保健課

- ア 同一週を超えた週休日の振替等を行った結果、週の勤務時間が 38 時間 45 分を超えて勤務した時間に対し支給される超過勤務手当 25/100 について、超過勤務命令簿の合計欄への未記入に伴う人事給与システムへの入力漏れにより支給されていないものが見受けられたので、改善を図られたい。

(2) 教育委員会事務局 埋蔵文化財センター

- ア 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる会計年度任用職員が週休日に行った勤務について、週 38 時間 45 分を超える勤務時間の割振り変更を行い、また、正規の勤務時間を超えて勤務した時間に対する超過勤務手当相当額の報酬が支払われていなかったため、改善を図られたい。
- イ 婦中コミュニティバス停留所に係る行政財産の使用許可について、令和 3 年度分の使用許可の手続きをせずに継続的に使用させていたので、改善を図られたい。
- ウ 週休日に行った 7 時間 35 分の勤務について、4 時間の勤務時間の割振り変更を行ったことにより、残りの 3 時間 35 分は超過勤務手当の対象となるが、その支給割合は 125/100 とすべきところ、週休日の支給割合である 135/100 としていた。また、同一週を超えた勤務時間の割振り変更を行ったことにより、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した 4 時間について、超過勤務手当 25/100 が支給されておらず、過小支給となっているものが見受けら

れたので、改善を図られたい。

(3) 教育委員会事務局 市民学習センター

ア 領収書において、記載事項の訂正に訂正印のないものが複数見受けられたので、改善を図られたい。

イ 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる会計年度任用職員が週休日に行った勤務について、週 38 時間 45 分を超える勤務時間の割振り変更を行い、また、正規の勤務時間を超えて勤務した時間に対する超過勤務手当相当額の報酬が支払われていなかったなので、改善を図られたい。

(4) 教育委員会事務局 図書館

ア 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる会計年度任用職員が週休日に行った勤務について、週 38 時間 45 分を超える勤務時間の割振り変更を行い、また、正規の勤務時間を超えて勤務した時間に対する超過勤務手当相当額の報酬が支払われていなかったなので、改善を図られたい。

イ 図書館資料等を損傷又は滅失した場合、富山市立図書館条例では、同一の現物又は相当の金額をもって弁償しなければならないとされているが、「同一の現物」が絶版であった場合、類似内容の書籍や最新号をもって代替資料とし、利用者に弁償させていたので、改善を図られたい。

ウ 同一週を超えた週休日の振替等を行った結果、あらかじめ割り振られた 1 週間の正規の勤務時間を超えて勤務した場合、その超えて勤務した時間に対して超過勤務手当 25/100 を支給すべきところ、超過勤務手当の支給がされていないものが見受けられたので、改善を図られたい。

(5) 教育委員会事務局 科学博物館

ア 無線アンテナ等設置の行政財産使用料に係る納入期限において、納入通知書を交付する日から 20 日以内に指定されていないものが見受けられたので、改善を図られたい。

イ 望遠鏡及び AED について、物品棄焼却処分伺を作成せずに廃棄していたので、改善を図られたい。

ウ 超過勤務手当等の支給において、次の誤りが見受けられたので、改善を図られたい。

(ア) 代休日に行った勤務について、支給割合 135/100 の休日給を支給すべきところ、支給割合 150/100 の超過勤務手当と誤って超過勤務命令簿に記載したことにより、過大支給となっているものがあつた。

(イ) 午後 10 時から翌日の午前 5 時までの勤務について、その超過勤務手当の支給割合は 25/100 を加算し 150/100 とすべきところ、135/100 の支給割合と誤って超過勤務命令簿に記載したことにより、過小支給となっているものが複数あつた。

エ 記載漏れにより未支給となっていた令和3年11月分の超過勤務手当について、給与関係実績等報告書の修正申告を行い11月分として差額支給すべきところ、12月分の超過勤務命令簿に記載し、12月分として支給しているものが見受けられたので、改善を図りたい。

(6) 教育委員会事務局 郷土博物館

ア 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員に対して支払われる超過勤務手当相当額の報酬について、超過勤務を含めた実勤務時間が1日7時間45分に達するまでは支給率100/100とし、それを超える時間に対しては支給率125/100とすべきところ、1日8時間に達するまでを100/100としたことにより、過小支給となっているものが複数見受けられたので、改善を図りたい。

イ AEDを更新した際に、物品棄焼却処分伺を作成せずに廃棄していたので、改善を図りたい。

(7) 消防局

ア 超過勤務手当の支給において、勤務日の超過勤務を125/100の支給割合とすべきところ、135/100の支給割合と誤って超過勤務命令簿に記載したことにより過大支給となっているものが見受けられたので、改善を図りたい。